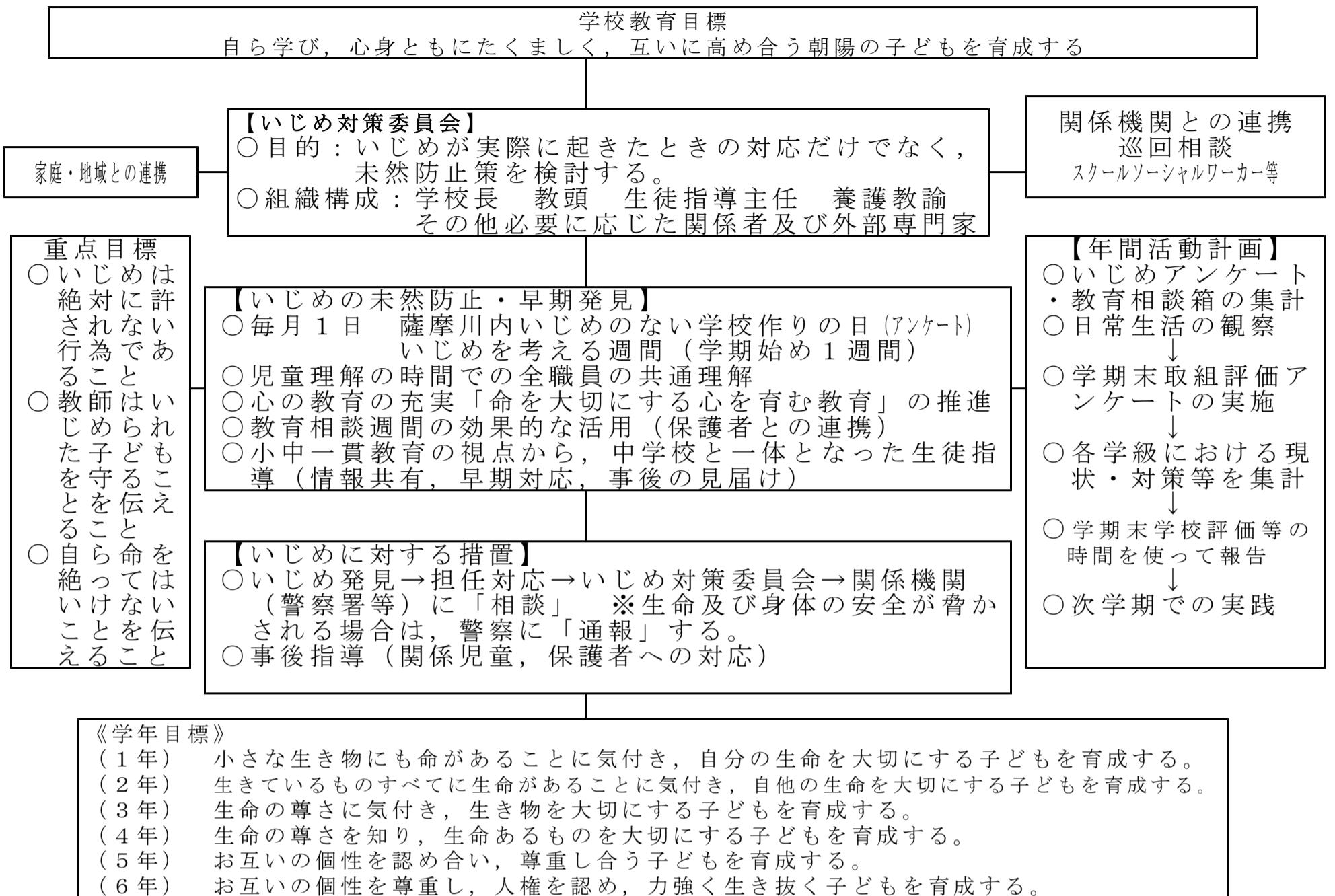


学校いじめ防止基本方針



学習指導	道徳	英語活動	特別活動	生活指導	教育相談	保健指導	人権同和教育
全教科の学習を通して基礎学力の定着を図りきめ細かな指導を展開する。特に明るく・楽しく・よく分かる授業を推進するように努める。	礼儀正しく、思いやりの心を持ち、より高い目標に向かってねばり強く挑戦し、積極的に勇氣ある行動のできる子どもを育成する。	英語活動を通して日本と外国の言語や文化を知り、それぞれの良さを認め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童を育成する。	望ましい集団活動を通して楽しく豊かな生活のできる子どもを育成する。特に、明るく・思いやりに満ちた学級経営の在り方を工夫する。【ピアサポートの実践】	心の触れ合いを通して、子どもたちの情操を高めるとともに、一人ひとりの良さを認め、のばす教育を推進する。 【毎月1日 いじめアンケートの実施】	学校生活のあらゆる機会と場において教育相談的方法を取り入れて、子どもとの信頼関係を基盤とした教育相談活動の充実を図る。 【相談箱の設置】	主体的に体を鍛え、心身ともにたくましい子どもの育成に努める。特に、体力作り運動への積極的参加に努める。	人格・人権を尊重し、児童一人ひとりを大事にする教育を推進する。特に、人権感覚を磨くために自他を尊重する言葉遣いに留意する。 【人権旬間の取組】

○ 各教科等との具体的な関連

国語	○教材を道徳的な側面からだけとらえるのではなく、全人的な視野に立って内容をとらえていく。 ・読解力をつけることにより、思考力や想像力を伸ばし、道徳的判断力の基礎が育つ。 ・文学的作品から、感動や感銘を通して道徳的心情が育つ。
社会	○社会を構成する人物の動きや存在を中心に据えた指導を進め、人物への共感的な理解を深める。 ・自他の人格の尊重が社会生活の基本であることの自覚が育つ。 ・自然と人間との結びつきが分かり、自然愛護の気持ちが育つ。 ・先人の業績や文化遺産についての学習を通して、伝統を大切にしようとする態度が育つ。
算数	○日常生活における諸々の事象を合理的に把握することを通して見通しや筋道を立てて考え、処理することのできる態度や意欲を育てる。 ・筋道を立てて考え、処理する能力や研究的態度が育つ。 ・合理的・能率的な生活態度が養われる。
理科	○主体的に自然に働きかけることにより、自ら課題解決しようとする態度を育てるとともに、自然を愛することのできる豊かな心情を培う。 ・動植物の観察や飼育栽培を通して、それを愛護する優しい心情が育つ。 ・合理的な思考力や創意工夫する態度が養われる。
音楽	○音楽の美しさを感じとることができるよう心を育てるために合唱・合奏や鑑賞に力を入れた指導をするとともに、表現活動においては、主体性や意欲を育てる。 ・美しい音楽にふれ、豊かな情操が養われ、音楽を愛好する心情が育つ。 ・生活を明るく、うるおいのあるものにしようとする態度が養われる。 ・楽器の正しい取り扱い方やだいじにする気持ち、後始末をする習慣が育つ。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友達とアンサンブルすることにより，助け合い・協力の気持ちが育つ。 ・ 外国の歌などの鑑賞などを通して，国際理解や平和を願う心情が深められる。
図工	<ul style="list-style-type: none"> ○ 造形活動を通して，よく考える態度やねばり強さを身につけさせるとともに，それぞれの作品のもつ価値を知らせることにより作品を愛する心情を養う。 ・ 造形活動を通して，豊かな情操が養われ，創意工夫する態度ができる。 ・ 作る楽しさ，完成の喜びを味わうことにより，勤労の精神が培われる。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族の一員としての自覚を高めることにより，家庭における自分の役割を果たそうとする態度を養う。 ・ 家庭の一員としての自覚に立ち，よい家庭にしようとする行為を通して，勤労の精神や家庭を愛する心が養われる。 ・ 清潔な衣服の着用やきれいな部屋にする努力，来客の接待などの学習を通して，整理整頓や礼儀への関心が高まる。 ・ バランスのとれた栄養，清潔な住まいなどの学習を通して，健康安全への関心が高まる。
体育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康の増進や安全に対する実践的な態度，そして生涯にわたってスポーツに親しむような態度を養うために，自分に適した運動の目標に挑戦する態度を養う。 ・ 強い体をつくり，体力の向上を図る努力を通して，健康安全，責任，協力，公正公平，不撓不屈規則の尊重，寛容などの態度が育つ。
生活	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な活動から道徳的实践を身につける。 ・ 自立への基礎を養う。
ふるさと・コミュニケーション科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分を取り巻く人，社会，環境との関わりの中でコミュニケーション能力を育成し，社会の中でよりよく生きようとする意欲や態度を養う。 ・ 表現の基盤を身につけ，身近な人々に対して，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育つ。 ・ 自分の考えを大切に，目的や場面に応じて適切に表現する力を身に付け，よりよい人間関係を築こうとする心情や態度が育つ。
英語活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができるようにする。 ・ 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知る。
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 望ましい集団活動を通して，よりよい生活を築いていこうとする，自主的・実践的な態度を育てる。 ・ 心身の調和のとれた発達や個性の伸長を育む。 ・ 自発的自治的实践活動は，道徳的实践力を具体的に実践していく場である。 ● 学級活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学級・学校の中の諸問題を話し合い，解決していく活動を通して，自主的な生活態度を養い，集団の中での自己の生き方を学びとる活動である。 ○ 日常生活における基本的行動様式を身につける機会となる。 ○ 学校における好ましい人間関係を育成していく場である。 ● 児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめを考える週間や人権旬間での校内放送での呼びかけ，いじめ防止ポスターの作成などを行う。 ● クラブ活動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の自発的・自治的な実践活動を主体とする活動である。 ● 学校行事 <ul style="list-style-type: none"> ○ 協力，責任，勤労などの大切さを，実践を通して体得する機会となる。 ○ 自分の特性を知り，長所を伸ばし，余暇を上手に過ごす態度が養われる。 ○ 日常の学習成果を総合的に発展させる集団的，実践的活動である。 ○ 子どもたちが，集団生活の中の規律を実践的に学びとる場となる。 ○ 協力・責任・勤労などの大切さを，実践を通して体得する機会となる。
情報モラル	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい情報モラルを身につけることで，よりよい生活を築く態度を育てる。 ・ インターネット上におけるエチケットの必要性を理解する態度が育つ。 ・ たくさんの情報に惑わされず，正しい情報を収集しようとする態度が育つ。

※「いじめのない校風づくり」宣言

わたしたち一人一人の命は，遠い昔から受け継がれ，受け取ったもの。そして，この世にたった一人しかいない何者にも代えられない宝物。一人一人が輝き，互いに認め合い，学校生活が楽しめるように次のことを宣言します。

- (さ) さびしそうにしている友達には声をかけます。
- (つ) つらいこと，困ったことがあれば，相談します。
- (ま) まじめであることに誇りを持ちます。
- (せん) 先輩（上級生），後輩（下級生）の仲を良くし，助け合います
- (だ) だれもがもっているよさを認め合います。
- (い) いけないことは，いけないと言える勇気を持ちます。

※「いじめ防止教育の在り方」

すべての子どもが安全で安心して過ごせるよう、いじめを許さない学校作り・学級作りを目指し、学校・保護者・地域の人々等と力を合わせ、次のような取組を行っていく必要がある。

(1) 基本的な考え

- ① いじめは「子どもが一定の人間関係のある者から，心理的・物理的攻撃を受けたことにより，精神的な苦痛を感じているもの」であり，人権を侵害する反社会的行為として，絶対に許されないものである。
- ② いじめられているという訴えに対しては，いじめと受け止めて対応する。また，いじめが確認把握された場合は，被害者の心身の保護を最優先する。
- ③ いじめは「どの学校でも起こりうること」であり，「誰もが加害者にも被害者にもなりうる」ものである。
- ④ 「いじている」という意識がなくとも，結果としていじめに加担することがありうる。

(2) 学校における対応

- ① 全教育活動を通しいじめ防止教育を推進する。
学級活動，道徳の時間をはじめ，全教育活動を通して意図的・計画的に，相手を思いやる心や自他の命を大切にすることをはぐくみ，「いじめを許さない心情」を育てるとともに，いじめを起さない環境づくりに努める。
- ② 全校指導体制を確立し，毅然とした態度で指導に当たる。
すべての教職員がいじめに関する認識と知識を深めるとともに，児童生徒理解の力量を高め，いじめの早期発見に努める。いじめを把握した場合は，全校指導体制を整え，「いじめられる子の保護」を最優先に，早期解決に全力を尽くす。いじめの子に対しては，その心情の理解を図りながらも，犯罪にもつながる「絶対に許されない行為」であることを毅然とした姿勢で指導する。
- ③ 家庭・地域・専門機関との連携を強化する。
いじめの問題を学校だけで解決しようとせず，家庭や地域等の協力を得るとともに，教育相談室等の専門機関との連携を図るなどして速やかに解決する。
- ④ 再発防止に努める。
解消したように見えるいじめの中には，再発したり，加害・被害の関係が逆転する場合もあるので，継続して十分な注意を払い，折に触れて適切な指導を行う。
- ⑤ 教育相談体制を整備する。
学校における教育相談体制を充実させ，児童が相談を受けやすい環境を整える。このため，市教育相談員及び教育相談担当教諭等との連携を図る一方，心の教育推進委員会や生徒指導情報交換会を更に充実させ，いじめ防止対策の組織的活動を充実させる。

